社会福祉の「市場化」における福祉行政の変容 -障害乳幼児福祉施策の支給決定過程にみる行政関与に関する研究―

家族・地域支援学科 井原 哲人

はじめに

本研究は、1990年代からはじまる新自由主義 的社会福祉改革の中でも、2010年の児童福祉法 改正によって再編された障害乳幼児福祉制度にお ける支給決定過程の変容を明らかにすることを目 的とした。同分野においては、支援費制度の導入、 障害者自立支援法の施行、障害者総合支援法への 移行によって、旧児童デイサービスの領域から段 階的に利用契約制度等が導入されていた。

障害乳幼児福祉分野は、介護、保育、あるいは 障害者分野に比して検討されることは僅少である が、公的責任の後退と強化の両側面が顕著に現れ ている。支給決定過程は,「福祉サービスの利用 関係を確定していくプロセス」であり、障害乳幼 児が「障害福祉サービス」を受給する権利に対し て、行政がどのように対応しているのかが明らか になる。そのため、同分野の政策動向を明らかに することは、障害乳幼児福祉のみならず、他分野 の福祉政策の研究に資すものと思われる。

研究の成果

本研究では、2010年児童福祉法改正で「新設| された障害児相談支援事業を中心として、支給決 定過程のうちで特に行政関与のあり方の変容に着 目している。

同事業は、障害乳幼児が「障害福祉サービス」 の支給申請時に提出が求められるサービス等利用 計画案の作成を担当するために、量的な整備が進 められてきた。2010年改正法は、旧障害児通園 施設と旧児童デイサービスを児童発達支援に「一 元化」するとともに、その実施主体を市町村に移

している。従来、障害児通園施設の利用について は児童相談所が関与する仕組みであった。しか し、法改正によって、障害乳幼児の「障害福祉サー ビス | に関する児童相談所の機能は、市町村ない しは障害児相談支援事業者が担うこととなり、そ の実態は後者の比重が圧倒的に多くなっている。

同事業が児童福祉法上に初めて規定されたの は、2000年の「社会福祉の増進のための社会福 祉事業法等の一部を改正する等の法律 によるも のである。しかし、支援費制度時代において相 談支援の中心を担うのはあくまでも市町村であっ た。

この支給決定過程の再編は、従来の児童相談所 等の公的機関によって担われていた公的責任を一 挙に民営化するものである。また、障害児相談支 援事業には少なからず営利企業も参入しており, 営利化をも果たしている。

ただし、市町村にサービス等利用計画案を提出 したとしても、市町村がそのとおりに支給決定す るわけではない。市町村においては、「障害児及 びその保護者の障害児通所支援の利用に関する意 向 | とともに、「厚生労働省令で定める事項 | を 勘案して支給決定が行われる。その勘案事項にお いて、当該地域のサービスの整備状況等、「当該 障害児通所支援を利用できる見込みであることが 必要」であるとされている。すなわち、当該地域 の社会資源が整備されていなければ、不支給とす る権限が市町村に担保されている。このため、本 人及び保護者、あるいは障害児相談支援事業者が 「障害福祉サービス」の必要性を認めたとして も、市町村が不支給としうる権限が担保されてお り、「公的責任の後退」と行政役割の強化が同時

並行して具体化されたものといえる。

本研究は、特殊教育学会高知大会(2014年)において、「障害乳幼児福祉『市場』の現状とその特徴-2010年児童福祉法改正を中心として一」として報告している。また、詳細については、本学紀要に「障害乳幼児福祉政策における新自由主義改革の現状と課題 -2010年児童福祉法改正による給付構造の変容・」として報告しているので、参照いただきたい。